

杏林大学における動物実験等の実施に関する規程

制定 平成18年12月18日

（趣旨及び基本原則）

- 第1条 医学、保健学の教育、研究並びに試験に際して動物実験は必要不可欠であり、実施機関が責任をもって自主的に管理し、実施すべき事柄である。本規程において、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点、実験に携わる教職員及び学生等の安全の確保の観点から、動物実験等を適正に行うために必要な事項を定める。
- 2 本規程は、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省）」、「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針（厚生労働省）」、「農林水産省の所轄する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（農林水産省）」に基づき定めた。
- 3 動物実験等を行う者は、第1条第2項を踏まえ、動物実験における動物福祉の理念として国際的に認められている Russell & Burch の「3つのR（Refinement, Reduction, Replacement）」（以下「3R」という。）の原則に基づき実施するものとする。
- 4 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義及び適用範囲は、それぞれ以下に定めるとおりとする。
- （1）動物実験等 動物を教育、試験・研究又は生物学的製剤の製造の用、飼養、保管及びその他の科学上の利用に供することをいう。
- （2）施設 動物実験等を行う杏林大学大学院医学研究科共同研究施設部門実験動物施設及び保健学部実験動物施設をいう。
- （3）実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- （4）学長 動物実験の適正かつ安全な遂行に係わる杏林大学長をいう。
- （5）管理者 学長のもとで実験動物及び施設の管理をする実験動物施設長をいう。
- （6）実験者 動物実験等を実施する者をいう。
- （7）実験責任者 実験者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- （8）飼養者 管理者又は管理者補佐の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- （9）規程等 本規程をいう。
- （10）運用指針等 杏林大学（以下「本学」という。）が関連法令、条例、指針の趣

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

旨をもとに、本学で行われる全ての動物実験等の適正な遂行と実験動物の適正な飼養及び保管のために定める運用指針・細則をいう。

(11) 実験動物施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）

施設において実験動物を適正に飼養及び保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するにあたって必要と考えられる設備を設置し、管理・運営を行う委員会をいう。

(12) 動物実験委員会 学長直属の組織として、実験責任者から提出された動物実験計画を客観的な視点で審査、点検する委員会をいう。

(13) 杏林大学大学院医学研究科共同研究施設運営委員会（以下「共研運営委員会」という。）

本学における動物愛護に配慮した科学的な動物実験等の推進を図るため、規程等及び運用指針等への適合性並びに動物実験計画審査基準の整合性に関し、自己点検・評価を行う委員会をいう。

（責務）

第2条 学長の責務は以下に掲げるものとする。

- (1) 学長は、本学で実施される全ての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負う。
- (2) 学長は、運営委員会を施設ごとに設置しなければならない。
- (3) 学長は、管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識及び経験を有する者を管理者補佐に充てる。又、運営委員会の協力を得て、実験責任者、実験者及び飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令、条例、指針、規程等及び運用指針等の周知を図る。
- (4) 学長は、関連法令、条例、指針等を踏まえて、動物実験等を実施する場合の手続き並びに実験動物の適正な飼養及び保管、施設等の整備及び管理の方法を定めた規程等を策定しなければならない。
- (5) 学長は、動物実験委員会を施設ごとに設置しなければならない。動物実験委員会は、施設等の運営にあたる組織等とは別に設置しなければならない。
- (6) 学長は、実験責任者から提出された動物実験計画について、動物の愛護に配慮し、科学的観点と、より専門的な視点から計画書の内容を審査するよう動物実験委員会に諮問する。又、動物実験委員会の答申にもとづいて動物実験実施の承認を与え、又は、与えないこととする。さらに、動物実験委員会から動物実験計画の実施結果についての報告を受け、結果を把握し、動物実験委員会の助言を尊重して、必要に応じて管理者及び実験責任者に実施状況の改善を指示する。
- (7) 学長は、動物実験計画書、動物実験の実施結果又は中止の報告書、動物実験委員会の議事録等を5年間保存しなければならない。

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

- (8) 学長は、実験責任者、実験者及び飼養者に再教育訓練、施設の利用停止、実験動物の使用及び動物実験等の停止を命じることができる。
- (9) 学長は、実験責任者、実験者及び飼養者の資質向上を図るため、教育訓練の実施等の必要な措置を講じなければならない。
- (10) 学長は、研究や大学運営に支障のない範囲内で、個人情報や研究情報の保護を図りつつ、動物実験等の透明性の確保並びに成果の公表を図らなければならない。
- (11) 学長は、第2条第1項第5号～第8号の項目に定める権限を医学部長、保健学部長、医学研究科長及び保健学研究科長に委譲することができる。

2 運営委員会の責務は以下に掲げるものとする。

- (1) 運営委員会は、実験動物を本学に搬入出する許可を与えることができる。
- (2) 運営委員会は、管理者及び管理者補佐の協力を得て、実験責任者、実験者及び飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令、条例、指針、規程等及び運用指針等の周知を図る。
- (3) 運営委員会は、管理者及び管理者補佐の意見を尊重して、研究遂行上の要件、動物の生理、生態、習性及び衛生管理のための必要条件を調和させながら施設を構築・運営する。
- (4) 運営委員会は、労働安全衛生上の危険因子を把握する。
- (5) 運営委員会は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成する。
- (6) 運営委員会は、実験動物の汚物の適切な処理を行うとともに施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図る。また施設の整備により騒音の防止を図ることによって生活環境の保全に努める。

3 動物実験委員会の責務は以下に掲げるものとする。

- (1) 動物実験委員会は、学長の諮問を受け、実験責任者から提出された動物実験計画について、「動物の愛護及び管理に関する法律」並びに「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の規程を踏まえ、適正に立案、実施されたかどうかを科学的観点から遅滞なく審査を行い、審査結果を速やかに学長に報告する。
- (2) 動物実験委員会は、学長から動物実験計画の実施結果についての諮問を受け、必要に応じて本学における動物実験等の実態を調査し、学長に報告、助言する。
- (3) 動物実験委員会は、実験責任者、実験者及び飼養者に対する教育訓練等の実施状況を把握し、学長に助言する。また、必要に応じて教育訓練に加わる。

(委員会の構成と役割)

第3条 動物実験委員会（以下「委員会」という。）の構成と役割

- (1) 委員会は学長が任命した委員により構成する。委員は、動物実験等を行う研究者、実験動物の専門家その他の学識経験を有する者から任命することとし、その役割を全うするのに相応しい見識を有する者となるよう配慮する。

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

- (2) 委員会の定数は、動物実験計画の審査において実効性を確保するために4名以上とする。
- (3) 委員会の委員は、互選により委員長候補を選び学長に推薦する。
- (4) 委員は動物実験計画に関して知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。
- (5) 委員は、自らが実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。
- (6) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の者と交代した場合、その任期は前任者の残任期間とする。

2 委員長等

- (1) 委員長は、毎年1回の定例委員会のほか、必要に応じあるいは委員3分の1以上の要請があれば臨時に委員会を開催する。
- (2) 委員長は、定例委員会以降に提出される動物実験計画の審査を行うために臨時委員会を開催する。
- (3) 委員長は、委員会の開催にあたり、あらかじめ議題を提示するものとする。ただし緊急の場合はこの限りではない。
- (4) 委員長は、委員会において審議された内容を議事録として記録し、5年間保存しなければならない。

3 委員会等

- (1) 委員会は委員3分の2の出席をもって成立する。
- (2) 臨時委員会は委員長及び1人以上の委員の出席をもって成立する。
- (3) 委員会の議決には、出席委員過半数の賛成を要する。
- (4) 原則として書記の任には医学部事務部事務課又は八王子事務部があたる。
- (5) 委員会は必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

4 運営委員会の構成と役割は別に定める。

5 共研運営委員会の構成と役割は別に定める。

（施設の利用）

第4条 利用に当たっては施設が共同利用施設であることを認識し、実験動物への配慮を常に心掛け、定められた規程等及び運用指針等を遵守し、他に迷惑を及ぼさないように努める。

2 施設等の利用は研究、教育その他本学の運営上必要と認められたものに限る。

3 利用の登録等ができるものは次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員、研究生、大学院学生及び学部学生
- (2) その他、学長が適当と認めた者

4 施設の利用は教育訓練を受講し、規程等に従って立案した動物実験計画書を申請・承認されることが必要である。

5 実験責任者及び実験者は施設の利用にあたり本学の定める規程等並びに運用指針等を遵守し、管理者、管理者補佐及び飼養者の指示に従わなければならない。

（動物実験計画の立案及び実験操作）

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

第5条 動物実験等は当該研究の目的を達成するために必要な限度において、3Rの原則に配慮して適切に行われるべきものである。

2 実験責任者は以下に示す事項を踏まえて動物実験等を計画し、動物実験計画書に記入し、学長に実施の承認を申請する。

- (1) 動物実験等の目的とその必要性
- (2) 動物実験等の不要な繰り返しに当たらないかどうか
- (3) *in vitro*の実験系及び系統発生的に下位の動物種への置き換えが可能かどうか（代替法の活用）
- (4) より侵襲の低い動物実験方法への置き換えが可能かどうか
- (5) 使用する実験動物種並びに遺伝学的及び微生物学的品質
- (6) 使用する実験動物の数
- (7) 実験責任者、実験者及び飼養者に対する教育訓練の実績
- (8) 特殊なケージや飼育環境を適用する場合はそれが必要な理由
- (9) 実験処置により発生すると予想される障害や症状及び苦痛の程度
- (10) 実験動物にとって耐え難い苦痛が予想される場合の苦痛軽減処置
- (11) 鎮静、鎮痛及び麻酔処置
- (12) 大規模な外科的処置の繰り返しに当たらないかどうか
- (13) 術後管理の方法
- (14) 実験動物の最終処分方法（安楽死の方法等）
- (15) 人及び環境等に影響を与える可能性のある動物実験等であるかどうか。該当する場合は必要な措置及び手続き等
- (16) 実験責任者、実験者及び飼養者の労働安全衛生に係る事項
- (17) 動物の苦痛に関する基準

3 実験計画書の承認申請等

- (1) 実験動物の科学上の必要性は動物実験等ごとに異なるので、実験責任者は当該動物実験計画における具体的実験処置と予想される苦痛の程度を動物実験計画書に記述し、委員会による審査と学長による承認を得なければならない。
- (2) 実験責任者は、学長の承認が得られた後に動物実験計画に沿って動物実験等を実施する。又、実験が1年以上継続する場合は毎年更新手続きが必要である。
- (3) 実験責任者は、承認された範囲を超える実験計画の変更が必要な場合、又は新規の実験を開始する場合は、新たに動物実験計画書を提出しなければならない。動物実験計画書を提出せずに実験内容を変更してはならない。
- (4) 学長による改善指示の実行にあたっては、実験責任者は必要に応じて管理者又は管理者補佐と十分な打ち合わせを行う。

4 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において実験動物に与える苦痛を軽減するよう努めるものとする。

- (1) 実験責任者は、試薬・薬剤及び実験機材の保管を適切に行う。特に、規制対象

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

となる麻薬、毒物、劇物等の保管については関連法令や基準を遵守する。

- (2) 実験責任者及び実験者は、実験操作の実施に際して以下の事項に留意する。
- (3) 実験動物の保定や薬剤投与及び試料採取等の手技の習得。
- (4) 外科的処置に関する手技の習得（長時間に及ぶ開腹手術、開胸手術、開頭手術、整形外科的手術等の操作は、その操作を実施するのに十分な知識と経験を有する者の指導下で行う。）
- (5) 実験動物への苦痛軽減処置。
- (6) 実験の中断や終了の基準（人道的エンドポイント）の遵守。
- (7) 安楽死処置に関する知識と技術の習得。
- (8) 遺伝子組換え実験、放射性物質や放射線を用いる動物実験、毒物・劇物・向精神薬等を用いる実験、病原体あるいは有害化学物質等を用いる動物実験等については、それぞれの関係法令や規程を遵守のうえ実施する。実験動物の死体や実験廃棄物の処理は、規程等又は運用指針等が定める方法で適切に行う。特に、法令により規制の対象となる廃棄物については関係法令等を遵守する。
- (9) 実験責任者は、承認された動物実験等の実施結果又は中止した後、使用実験動物数、計画からの変更の有無、動物実験等の成果等について、動物実験報告書に従って学長に報告する。
- (10) 実験責任者、実験者及び飼養者が動物実験の結果を学術集会及び学会誌等に発表する際に、実験計画が委員会の審査を得て承認を受けていることを明記できる。（実験動物の選択並びに授受）

第6条 搬入された実験動物の健康管理と安全な飼育に関しては、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」または「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に従う。

2 実験動物の搬入

- (1) 実験動物を搬入する場合は所定の実験動物搬入・購入申込書に必要事項を記入の上、運営委員会に提出すること。
- (2) 実験動物の搬入に際して必要となる搬入証明は、運営委員会が行う。証明を必要とするものは、運営委員会に申請すること。
- (3) 実験動物は合法的に入手しなければならない。遺伝子組換え動物や特定外来生物の授受及びげっ歯目やサル類に属する実験動物の輸入は関連法令に従わなければならない。
- (4) 実験動物は合目的に生産され、微生物モニタリング成績もしくは感染症検査成績の添付された実験動物を用いることが望ましい。
- (5) 搬入した実験動物はその都度、発注要件や外見上の異常等について検収し、動物種並びに施設の状況に応じた方法で検疫・順化を行うこと。
- (6) 施設において実験動物の収容飼育室、ケージ配置等は原則として管理者又は管理者補佐が決定する。

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

- (7) 施設では原則として飼養者が搬入動物の収容を行う。
- 3 実験動物の輸送とは施設から搬出し、外部機関等に搬入するための実験動物の施設間にわたる移動をいう。輸送にあたっては以下の事項を考慮する。
- (1) 実験動物の輸送に当たる者は、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努める。
- (2) 万一、実験動物が異常を来たした場合や逸走した場合等のために、輸送用の容器に連絡先（住所、電話番号等）を表示する。
- (3) 国境を越えた移動は、生きた実験動物の国際航空輸送協会による規程に配慮する。
- (4) 実験動物を本学から外部機関等に搬出する場合は所定の実験動物搬出申込書に必要事項を記入の上、運営委員会に提出し、運営委員会の許可を受けなければならない。
- (5) 遺伝子組換え体を搬出する場合は、「杏林大学組換えDNA実験安全管理規程」に従った情報提供等を行わなければならない。

（実験動物の飼養及び保管）

第7条 動物愛護に配慮しながら動物実験等のデータの科学的信頼性を高め、かつ、実験責任者、実験者及び飼養者の安全を確保するためには、実験動物を適切に飼養又は保管しなければならない。

- 2 実験責任者、実験者及び飼養者は、飼養及び保管の基本事項について検討し、記録する必要がある。
- 3 実験責任者、実験者及び飼養者は、当該実験動物に固有の生理、生態、習性が発揮され、ストレスをできる限り抑えることを目標に実験動物を飼養及び保管する。
- 4 実験動物に望ましい飼育環境は、科学上の目的を勘案しながら学長、管理者及び管理者補佐が自主的に決めるべきものである。
- 5 異種または複数の実験動物を飼養及び保管する場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行う。
- 6 実験責任者、実験者及び飼養者は、実験動物の健康及び安全の保持のため、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水を行う。
- 7 管理者、実験責任者及び実験者は、動物実験等の目的の達成時にやむを得ず残余した実験動物を実験動物の有効利用を図るために他の機関に譲り渡すことも検討する。
- 8 施設において日常の一般飼育管理（給餌、給水、ケージ、床敷交換等）は飼養者が行う。
- 9 施設において特別な飼育手段を要するものは、原則として実験責任者又は実験者が行うこととする。
- 10 施設において飼養者は飼育中の動物に異常が認められた場合、飼養者は直ちに実験責任者又は実験者に連絡し、協議のうえ適切な措置を講じる。緊急を要する場合

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

は管理者又は管理者補佐がこれを判断し処置する。疾病に罹患又は損傷を受けた実験動物は、速やかに治療又は安楽死処置する。

（実験動物の健康管理）

第8条 実験動物の健康管理は科学的に行わなければならない。

- 2 管理者、実験責任者及び実験者は、実験動物が動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。
- 3 施設において管理者、管理者補佐、実験責任者、実験者及び飼養者は、実験動物の健康状態に関する情報を相互に提供し、速やかに必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 管理者及び実験責任者は動物種や動物実験等の目的に応じて、実験動物の検疫・隔離並びに微生物モニタリングの実施を検討しなければならない。
- 5 複数の動物種を扱う実験責任者又は実験者は実験動物の微生物学的品質を最優先し、取り扱いの順番を考慮に入れ、施設における感染症の蔓延を防止するものとする。
- 6 本学における微生物学的モニタリングは「杏林大学組換えDNA実験安全管理規程」に定められた項目について検査する。

（施設等）

第9条 運営委員会は、施設の整備にあたって次の事項を検討する。

- （1）実験動物の飼養及び保管設備、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備及び実験設備を設置する。
- （2）外部からの野生動物等の侵入を防ぐための構造と強度を確保する。
- （3）実験動物が逸走しない構造及び強度を確保する。
- （4）病原体の感染動物実験、有害化学物質を用いる動物実験を行う場合は、感染動物、有害化学物質を投与した実験動物の逸走を確実に防ぐための設備を設ける。
- （5）臭気、騒音対策に必要な構造及び廃棄物の保管に必要な設備を設ける。
- （6）動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、実験動物に過剰なストレスがかからないような広さと温度、湿度、換気、照度等を保つ。
- （7）動物の種類や実験の目的に応じて、施設の環境を恒常的に保つために必要な空調設備等を設ける。
- （8）易感染性の実験動物を飼育する場合は、微生物統御等に必要な衛生設備や空調設備等を設ける。
- （9）実験責任者、実験者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる構造を確保する。
- （10）必要に応じて、安全キャビネット、ドラフトチャンバー及び局所排気装置等の設備・備品を整備し、労働災害の防止に備える。また、実験者、飼養者への教育訓練を通じて安全な操作方法等の周知を図る。

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

(11) オートクレーブやエチレンオキサイドガス滅菌器等は、法令に定められた定期点検に加えて、日常の始業時点検等を励行する。

（安全管理）

第10条 危険因子の把握と取扱い

(1) 実験責任者は管理者、管理者補佐、実験者及び飼養者に危険因子の危険性やその取扱い方法及び災害防止等に必要な情報を提供する。

(2) 病原微生物及び化学物質の危険度に対する評価は、関連するガイドラインあるいはデータベース等を参考に行う。

(3) 危険因子を使用する区域や部屋には危険因子の表示を行うものとし、遺伝子組換え実験、電離放射線を使用する動物実験等については、法の定めに従って表示する。

2 管理者又は管理者補佐、実験責任者、実験者及び飼養者は当該実験動物の取扱い方法について相互に情報の提供等を行い、病原体に自然感染した実験動物から人への感染、実験動物の被毛等によるアレルギー、実験動物による咬傷や搔傷等の動物実験等による危害を予防する。

(1) 管理者は毒ヘビ等の有毒動物、サル類、イヌ等による咬傷等の事故に備え、必要な救急医薬品を施設に備えるとともに、事故発生時に医師等による迅速な救急措置が行える体制を整備する。

(2) 管理者、管理者補佐、実験責任者、実験者及び飼養者は定期健康診断を受診するものとする。

(3) 管理者は実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が、実験動物に接することのないよう必要な措置を講じる。

3 運営委員会又は実験責任者は、実験動物が外部に逸走しないように、必要な措置を講じる。作業時以外は実験動物を収容するケージの蓋をきちんと閉め、あるいはケージの扉に鍵をかける。

(1) 飼育室のドアは常時閉鎖とし、必要に応じて施錠する。

(2) 作業の開始時及び終了時に実験動物数を確認する。

(3) 実験動物が外部に逸走した場合、速やかに管理者及び管理者補佐に連絡する。

(4) 人に危害を加える等のおそれがある実験動物が外部に逸走した場合には、速やかに管理者、管理者補佐並びに関連機関に連絡する。

4 実験責任者、実験者及び飼養者は施設の使用時には特に火気に注意をし、実験動物に係る事故等が発生した場合には直ちに適切な処置をとり、管理者及び管理者補佐に連絡する。

5 実験動物の死体等の処置

(1) 実験動物の死体等（組織片を含む）及び床敷等の汚物は、それらによる環境汚染の防止や公衆衛生に配慮し、適切に保管並びに処理する必要がある。

(2) 実験終了後の実験動物の死体ならび組織等は、速やかに所定の冷凍庫に保管す

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

る。

- (3) 感染実験及び検疫等に使用し、人への感染の恐れのある微生物が含まれているものは、あらかじめ滅菌または消毒した後、廃棄しなければならない。
- (4) 安全に関して特に注意を払う必要のある実験に用いた実験動物の死体並びに組織等の処置については、管理者の指示に従う。
- (5) 飼育中の動物が死亡した場合、飼養者は実験責任者又は実験者に連絡し、実験責任者又は実験者は屍体を直ちに処分する。連絡のつかない場合、実験責任者又は実験者の屍体確認を待たずに処分できるものとする。

（教育訓練等の実施）

第11条 学長は、運営委員会の協力を得て実験責任者、実験者及び飼養者の関係者の別に応じて必要な教育訓練を行わなければならない。教育訓練は、動物実験等に従事する前に実施する必要がある、その後も必要に応じて実施するものとする。

2 教育訓練を実施した場合は規程等の定めに従って、実施日、教育内容、講師及び受講者の氏名等を記録し、5年間保存する。

3 教育訓練の項目は、適正な動物実験等の実施の観点から、次のとおりとする。

- (1) 関連法令、条例、指針、規程等及び運用指針等に関する事項
- (2) 動物実験等及び実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 実験動物の飼養及び保管に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) 施設等の利用に関する事項
- (6) 実験動物の愛護及び福祉に関する事項

（利用料金）

第12条 実験動物用の飼料や床敷は施設が一括して購入する。ただし、特殊飼料の購入の場合は実験責任者又は実験者があらかじめ管理者又は管理者補佐と協議して行う。

2 実験責任者及び実験者は、実験動物飼育に係る経費、その他サービスに対する経費を負担する。

（違反の場合の措置）

第13条 実験責任者及び実験者は再教育訓練、施設の利用停止、実験動物の使用及び動物実験等の停止を命じられた場合、いかなる理由があっても従わなければならない。

（自己点検・評価、及び情報公開）

第14条 動物愛護に配慮した科学的な動物実験等の推進を図るため、指針等並びに規程等への適合性に関し、各施設に設置された委員会及び運営委員会は下記の項目について共研運営委員会に報告しなければならない。また、学外者による検証を行うことを考慮する。

- (1) 規程等・関連規則等

第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

- (2) 動物実験等の実施状況
- (3) 施設における実験動物の飼養及び保管の状況
- (4) 施設の維持管理の状況
- (5) 施設における動物実験等に関する安全管理の状況
- (6) 教育訓練

2 学長は、規程等に基づき、本学における動物実験等に関する情報及び共研運営委員会で行われた自己点検・評価について、個人情報や研究情報の保護及び正当な企業活動への影響に配慮しつつ、「杏林大学の現況（自己点検・自己評価のためのデータブック）」を介して、本学における動物実験等に係る情報の社会的透明性の向上に努める。

（見直し）

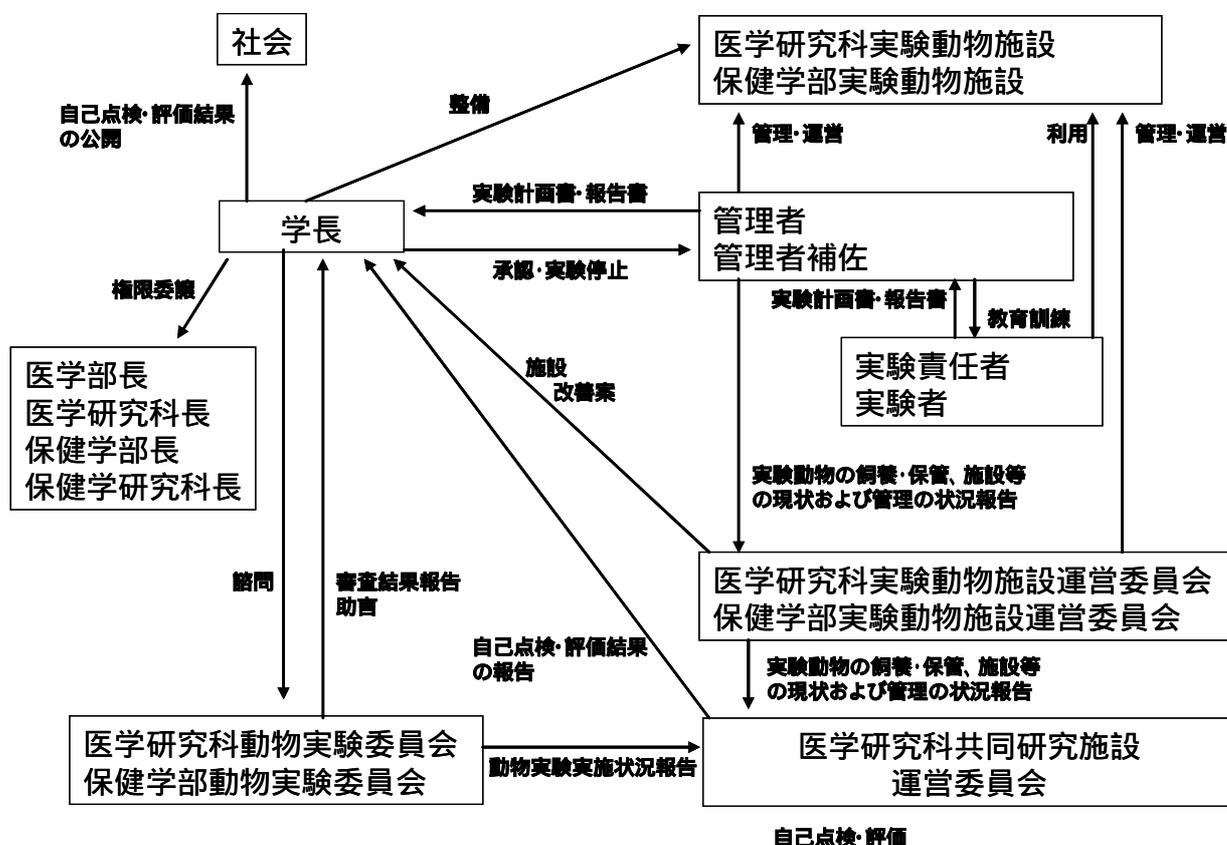
第15条 本規程は、関連する研究領域の進展や社会状況の変化、関連法令、条例、指針の改正等に対応するため、必要に応じて見直しを検討する。

（規程の改廃）

第16条 この規程の改廃については、各施設に設置された全ての運営委員会の議を経て、運営審議会の承認を受けなければならない。

（学内組織図）

第17条 以下に示す。



第3類（杏林大学における動物実験等の実施に関する規程）

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成元年4月1日制定の杏林大学動物実験に関する指針は、廃止する。
- 3 平成17年10月1日制定の杏林大学医学部共同研究施設部門実験動物施設部門利用手引きは、廃止する。